

上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の適正性に関する確認書

平成19年10月5日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

本社所在地	大阪市中央区西心斎橋一丁目13番15号
会社名	日本商業開発株式会社
代表者の役職	代表取締役社長

氏名（署名）

松岡 哲也



当社の代表取締役社長である松岡哲也は、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下のとおりであります。

1. 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成に当たり責任部門、記載における業務分担が明確化されており、適正な業務体制が構築されております。記載内容につきましては、各法令・諸規則等に準じ、適正に表示されていることを確認しております。
2. 月1回定期的に行われている取締役会において、経営に関する重要事項の意思決定については監査役も同席のうえ行っており、財政状態及び経営成績についても毎回適切に報告・審議されております。
3. 監査役は、取締役の業務執行及び社内の業務手続が適切に行なわれていることを適宜確認しております。
4. 内部監査担当者において、社内規程の遵守状況の検証、コンプライアンス体制の検証などが確実に遂行されており、その指摘事項、改善結果について定期的に経営者に報告する体制が構築されております。
5. 監査法人における監査において、有価証券報告書（Iの部）の記載内容に関し、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上

上場申請のための半期報告書の適正性に関する確認書

平成 19 年 12 月 25 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

本社所在地	大阪市中央区西心斎橋一丁目 13 番 15 号
会社名	日本商業開発株式会社
代表者の役職	代表取締役社長

氏名（署名）

松岡 哲也



当社の代表取締役社長である松岡哲也は、上場申請のための半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下のとおりであります。

1. 上場申請のための半期報告書の作成に当たり責任部門、記載における業務分担が明確化されており、適正な業務体制が構築されております。記載内容につきましては、各法令・諸規則等に準じ、適正に表示されていることを確認しております。
2. 月 1 回定期的に開催されている取締役会において、経営に関する重要事項の意思決定については監査役も同席のうえ行なっており、財政状態及び経営成績についても毎回適切に報告・審議されております。
3. 監査役は、取締役の業務執行及び社内の業務手続が適切に行なわれていることを適宜確認しております。
4. 内部監査担当者において、社内規程の遵守状況の検証、コンプライアンス体制の検証などが確実に遂行されており、その指摘事項、改善結果について定期的に経営者に報告する体制が構築されております。
5. 監査法人における監査において、上場申請のための半期報告書の記載内容に関し、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上